

## けやき台コミュニティハウス管理運営規則

平成22年4月25日

規則第 5 号

### (趣旨)

第1条 この規則は、けやき台自治会会則第40条の規定に基づき、けやき台コミュニティハウス(以下「コミュニティハウス」という。)の管理運営その他必要な事項を定めるものとする。

### (使用の目的)

第2条 コミュニティハウスは、住民自治の精神に基づき、けやき台住民の文化、福祉及び厚生等の維持向上を目的とし、親睦、交流及び事業等の自治会活動の場として管理運営する。

### (管理責任者)

第3条 コミュニティハウスの運営は、けやき台自治会長が総轄し、管理責任者に事務局長を専任し、これを行う。

### (業務委託)

第4条 コミュニティハウスの維持管理は、事務局長が総轄し、その業務を事務員に委託し、これを行う。

2 けやき台地区に気象警報が発せられた場合は事務員への業務委託を免除し、コミュニティハウスは原則として閉館する。ただし、閉館時であっても利用希望者がある場合は、事務局長判断により利用者の責任として利用を承認する。

### (開館時間等)

第5条 コミュニティハウスの開館時間は9時から17時までとする。

2 コミュニティハウス管理事務所の窓口業務取扱い時間は、休館日を除き9時から12時及び12時45分から17時までとする。

3 前2項に規定する日時について、事務局長が特に必要があると認める場合は、臨時にこれを変更することができる。

### (利用時間)

第6条 コミュニティハウスの利用できる時間は9時から22時までとする。ただし、休館日及び開館時間外の利用については、利用上の注意を厳守し適切な利用であると事務局長が判断した場合に限る。

2 利用時間の区分は「午前」「午後」「夜間」とし、時間帯は次の通りとする。

午前： 9時から13時

午後：13時から17時

夜間：17時から22時

ただし、事務局長が特に認めた利用及び自治会が行う会合(役員会、地区委員会、部会等)についてはこの限りではない。

(休館日)

第7条 コミュニティハウスの休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、事務局長が特に必要があると認める場合は、臨時にこれを変更することができる。

- (1)5月1日から6日
- (2)8月11日から16日
- (3)12月28日から翌年1月4日まで
- (4)事務局長が別途定めた日

(使用料金)

第8条 コミュニティハウスの使用料金は、役員会の議決を経て別に定める。

(目的外貸与)

第9条 コミュニティハウスを第2条に定める目的以外に利用する場合は、事務局長の判断により、有料で貸与できるものとする。ただし、利用目的が不明瞭で、事務局長が貸与の可否を判断できない場合は、自治会役員会で審査し決定する。

(無償貸与)

第10条 国、地方自治体または公共団体等、自治会並びに自治会に関連した団体が会合、研修、ボランティア活動等に使用する場合は、事務局長の判断により無料で貸与することができる。

(使用申込書の提出及び使用承認)

- 第11条 コミュニティハウスを使用しようとする者は、けやき台自治会が使用する場合を除き、けやき台自治会長に使用申込書(様式-コミ第1号)を提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 使用申込書は、使用しようとする日の3ヶ月前の日の属する月の初日から、使用しようとする日の前日(コミュニティハウスの運営に支障がない場合は、使用日当日)までの間に提出しなくてはならない。
  - 3 けやき台自治会長は、コミュニティハウスの使用を承認した場合は、使用料の納付を求めるものとする。
  - 4 前項の規定により使用料が納付されたときは、使用承認書を申込者に交付するものとする。
  - 5 承認を受けた者(以下「使用者」という。)が承認を受けた事項を変更しようとするときは、変更内容についてコミュニティハウス管理事務所と調整後、使用承認書の変更箇所を修正し訂正捺印のうえ、コミュニティハウス管理事務所に届け出るものとする。
  - 6 けやき台自治会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の承認を与えないものとする。
    - (1)公益を害するおそれがあると認めるとき。
    - (2)公の秩序、善良の風俗を乱し、又は乱すおそれがあると認められるとき。
    - (3)団体又は個人が営利を目的として使用するとき。(第9条の規定による目的外貸与の場合を除く)
    - (4)建物又は附属設備を損傷するおそれがあるとき。
    - (5)集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
    - (6)第16条の2の規定による先行予約がされているとき。
    - (7)その他施設の管理上支障があるとき。

(承認の取消し等)

第12条 けやき台自治会長は、次の各号のいずれかに掲げる場合には、承認事項の変更又は承認の取消し若しくは使用の中止を命ずることができる。

- (1) 使用者が承認の目的又は条件に違反したとき。
- (2) 使用者がこの規則又はけやき台自治会の指示した事項に違反したとき。
- (3) 使用者が申請書に偽りの記載をし、又は不正の手段によって承認を受けたとき。

2 前項の規定により、承認事項の変更又は承認の取消し若しくは使用の中止の命に従わず使用した場合において、使用者に損害が生じてもけやき台自治会はその賠償の責めを負わないものとする。

(使用権の譲渡及び転貸の禁止)

第13条 使用の承認を受けた者は、その使用権を譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用終了時点検)

第14条 コミュニティハウスの使用を終了したときは、速やかに事務所に使用終了時点検表(様式-コミ第2号)を提出するものとする。

(使用者の義務及び責任)

第15条 使用者は、使用中における保安に留意し、万一事故が発生した場合の処置その他一切の責任を負うものとする。

- 2 使用者は、コミュニティハウスを滅失し、又は破損した場合は、けやき台自治会の定める損害額を賠償しなければならない。
- 3 使用者がコミュニティハウスの使用を終了したときは、使用場所及び設備を清掃し、整頓しなければならない。加えて夜間及び深夜の使用に際しては、使用した水道およびガスの閉栓、照明の消灯、空調設備の電源を切る、窓の戸締り、およびコミュニティハウス玄関の施錠を行わなければならない。
- 4 使用者が前項に定める事項を履行しなかった場合、自治会は使用者に対し警告を行うものとする。さらに初回の不履行から起算して1年以内に再び履行しなかった場合、自治会は使用者に対し1ヶ月間の使用禁止、および使用料金とは別に使用料金と同額を請求するものとし、使用者はその責めを負わなければならない。

(優先使用)

第16条 次に掲げる場合は、優先使用を承認することがある。このため、既に承認した使用を予告なしに取り消し、または日時の変更を求めた場合、このことによって既に使用承認を受けた者に損害を生じてもけやき台自治会は一切の賠償責任を負わない。なお、使用の承認を取り消した場合は、前納された使用料の全額を返却するものとする。

- (1) けやき台自治会の業務に使用する場合
- (2) 国、地方自治体または公共団体等が使用する場合
- (3) 災害時の救護所、避難所等として使用する場合
- (4) 公職選挙法による投票所として使用する場合
- (5) 葬儀場として使用する場合
- (6) 清掃、修理等の必要がある場合
- (7) その他、事務局長が緊急やむを得ないと判断した場合

(先行予約)

第16条の2 次に掲げる場合は、先行予約を承認することがある。この場合、使用しようとする日の1年前の日の属する月の初日から、3ヶ月前の日の属する月の初日までに、けやき台自治会長に申し出るものとする。

- (1)官公庁、けやき台自治会、
- (2)けやき台自治会関連団体で事務局長が認める団体
- (3)芸術・文化の公演等で事務局長が認めるもの

なお、次の場合の先行予約期間は、使用しようとする日の6ヶ月前の日の属する月の初日から、3ヶ月前の日の属する月の初日までとする。

- (4)定期的に使用するグループ等で、けやき台自治会長が認めるもの

2 前項の規定により申し出た先行予約については、自治会が使用する場合を除き、第11条第2項の規定に関わらず、使用しようとする日の1ヶ月前までに、けやき台自治会長に使用申込書(様式一コミ第1号)を提出し、その承認を受けなければならない。

3 第2項の規定による使用申込書が提出されなかった場合又は、使用料が納付されなかったときは、けやき台自治会長は承認済みの先行予約を取消すものとする。

(禁止行為)

第17条 コミュニティハウスの使用にあたっては、次の行為を禁止する。

- (1)未成年の飲酒、喫煙及びこれに類する行為
- (2)無許可の張り紙、ポスター及び立て看板の掲示、並びにビラの配布行為
- (3)公益、風俗及び秩序、環境を乱す行為
- (4)建物、設備及び備品等を毀損する行為
- (5)その他、事務局長が不相当と判断した行為

(用具借用申込)

第18条 けやき台コミュニティハウスにある用具を、コミュニティハウス以外の場所で使用しようとする者は、けやき台自治会長に借用申込書(様式一コミ第3号)を提出し、その承認を受けなければならない。

(委任)

第19条 この規則に定めるもののほか、コミュニティハウスの管理運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成22年4月25日から施行する。

(施行期日)

この規則は、平成23年7月2日から施行する。

(施行期日)

この規則は、平成24年4月22日から施行する。

(施行期日)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(施行期日)

この規則は、平成26年2月1日から施行する。

(施行期日)

この規則は、平成 26 年 4 月 27 日から施行する。

(施行期日)

この規則は、平成 28 年 9 月 3 日から施行する。

(施行期日)

この規則は、平成 29 年 5 月 13 日から施行する。

(施行期日)

この規則は、平成 30 年 11 月 3 日から施行する。